



食安発1015第1号
24消安第4766号
24水漁第1484号
平成25年1月15日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農林水産省消費・安全局長

水産庁長官

「対EU輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

EU向けに輸出される水産食品の取扱いについては、「対EU輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月4日付け食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知）中の別紙「対EU輸出水産食品の取扱要領」（以下「本要領」という。）に基づき取り扱っているところです。

先般、EUにおける水産動物衛生に関する規則の一部が改正され、昨年11月に施行されたところです。これに伴い、新様式の衛生証明書が本年3月1日から必要となることから、本要領を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知いただくとともに、貴管下関係営業者等へ周知願います。